

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、町民税の減免を受けられる場合があります。

【居住用財産（住宅）が損害を受けた場合】

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて町民税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限りです。

【必要書類】

- ・ 減免申請書
- ・ 罹災証明書（コピー可）、（家屋）
- ・ 損害保険の契約書、補てん金の支払明細書（保険金の補てんがある場合）

【提出先】

- ・ 中央庁舎税務課
- ・ 砥用庁舎健康窓口課
- ・ 東部出張所

【問い合わせ先】

税務課町民税係

0964-46-2112（直通）